

あなたの残業代は支払われていない！ 取り戻そう50万円(未払い割増賃金) 日本交通立川(株)のタクシー乗務員の皆さんへ

現在、タクシー会社の多くは、経営者の意図的なごまかしによって残業代が支払われていません。

国際自動車はこの問題で最高裁で負け、2020年3月、乗務員約200人に約4億円の未払い残業代を支払いました。

私たち日本労働評議会は、日本交通立川の経営陣に対し、団体交渉で給与の計算式について幾度となく説明を求め、歩合給の計算式の中で「割増賃金(残業代+深夜割増)」を控除していることが分かりました。これは、国際自動車最高裁判決で、否定された割増賃金の支払い方と同じです。

日交立川の乗務員が現在貰っている給与は、本来支給されるべき給与よりも年間で20万円ほど少ない金額です(金額は個人差があります)。

皆さんも裁判を起こし勝訴すれば、2020年4月以降の未払い割増賃金約50万円(2年半分)を取り戻すことができます(金額は個人差があります)。

私たちと一緒に支払われていない給与を取り戻しませんか？
まずは、説明会にご参加ください。

みんなで力を併せ、タクシー業界にはびこっている給与のごまかしを無くしていきましょう！

【未払い割増賃金を取り戻すための説明会】

賃金問題以外の職場の不平不満についても相談にのります

開催日:2022年11月13日(日)、12月4日(日)

時 間:15時~16時(開場14時30分)*17時まで個別相談会

場 所:レンタル会議室プロム武蔵小金井(英会話ノバ)

小金井市本町 1-18-10 小金井本町ビル 5F

最寄り駅:武蔵小金井駅 南口徒歩1分

南口を出て左手に見えるファミリーマートのビルです。

主 催:日本労働評議会

講 師:指宿昭一弁護士(国際自動車事件担当・労評顧問)

※指宿弁護士が参加するのは12月4日(日)だけです。

※コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、説明会を延期する場合があります。

延期する場合は、日本労働評議会のホームページ(お知らせの最新情報)にてお知らせいたします。



日本労働評議会ホームページQRコード

日本労働評議会 東京都新宿区高田馬場 3-13-3-404 TEL 03-3371-0589 FAX 03-6908-9194

無料相談受け付けます！ あなたの会社でも同じような問題があると思ったら、ぜひ、労評まで相談してください。

給与明細書

2022年02月

公出日数 1.0	休暇日数	特休日数	欠勤日数	公傷日数	
深夜時間 31	当直回数				
日勤乗務 小型キロ					
仮想營收	公出營收 43,250	足切 336,810	未収		
体系 N					

会社名 日本交通立川		
所属コード 885	職種コード 600	社員コード ■■■■
氏名 ■■■■		

① 「残業手当」 = 5,241円

② 「深夜業手当」 = 9,556円

この2つの項目の合計額14,797円がこの月の未払い賃金です。

「歩合給」 = 39,074円 本来は、この金額に①+②の合計額を支給すべきなのに、支給されていないのです。

歩合給 39,074					
修理手当		① 残業手当 5,241	② 深夜業手当 9,556	調整金	減給
	公出手当 26,815				
	調整金2			前払分	



皆さんの給与明細書をご確認ください！

Q1 会社に未払い割増賃金を支払わせるためにはどうすればいいのでしょうか？

A 私たちとしては、未払い割増賃金を請求する乗務員を集めて裁判をすることが有効な方法だと思います。

Q2 会社を辞めてしまったのですが？

A 大丈夫です。辞めた人でも、2020年4月以降の割増賃金は請求できます。

Q3 本当に、裁判で未払いの割増賃金を取り戻すことができるのですか？

A 日交立川における歩合給の計算方法は、かつての国際自動車の歩合給の計算方法と極めて似ています。国際自動車最高裁判決に従った判断が出るはずですよ。

Q4 いつまでに、裁判をすればいいのでしょうか？

A 2023年4月以降、毎月、約1万5000円分の未払い割増賃金の請求権が、時効で消えていきます。それまでに提訴をした方がいいと思います。

Q5 会社に目を付けられるのでは？

A そういうことが無いように、残業代の請求をする方には、日本労働評議会の組合員になって頂きます。

請求後も今まで通り働けますが、万一、会社が不当な扱いを行ってきた時は、当組合が裁判などの手段を使って全力で守ります。

勇気を持って当組合に加盟して、未払いの残業代を請求しましょう。

説明会では、なぜ、割増賃金が支払われていないと言えるのか、どうすれば取り戻せるのか等について説明します。これに対して、質問を受け付けますので、何でも質問してください。割増賃金の未払い問題だけでなく、職場での不平不満や、色々な問題を抱えている方の相談にも出来る限り対応します。